

農業委員会総会議事録

第10回農業委員会

1. 開会日時 令和2年1月28日（火）午前9時30分
2. 閉会日時 令和2年1月28日（火）午前10時15分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員（全16人中14人出席）

出席者

1番 柴田勝美	9番 河村春樹
2番 林 弘子	11番 坪井敏彦
3番 伊藤 博	12番 尾野康雄
4番 岡島一雄	13番 安藤丁士
5番 戸田昌代	14番 河村活敏
6番 尾野正幸	15番 安藤茂市
7番 坪井邦夫	16番 坪井佳雅理
8番 河村正典	10番 河村秋雄

欠席者

事務局 2名

事務局長	早川 建設課長
事務局員	柴田 主任

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 農地法第3条許可申請について
 - (2) 農地法第5条許可申請について
 - (3) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
- ⑥ その他

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条関係（許可）
- ②資料2 農地法第5条関係（許可）
- ③資料3 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- ④資料4 農地法第3条関係（届出）
- ⑤資料5 農地法第4条関係（届出）
- ⑥資料6 農業委員候補者の推薦・応募について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので只今より令和元年度第10回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したものの他に豊山町農業委員会委員候補者の推薦、募集及び選考等に関する要綱、推薦書・申込書の様式を配布しております。ご確認ください。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

安藤会長

おはようございます。1月23日の新年会にお集まりいただき無事終わりました。ありがとうございます。今年も農業情勢は厳しいとは思いますが、私たちの任期7月19日まで頑張ってお願ひしたいと思います。天候は暖冬の日が続いておりますが、世間ではコロナウイルスが騒がれております。今のところ日本での被害は少ないところであります。

【出席人数確認】

安藤会長

まず出席者ですが、河村正典委員及び河村秋雄委員から欠席の連絡をいただいております、農業委員16名中、現在出席者14名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

事務局

議事録署名者を指名いたします。

11番 坪井敏彦委員と12番 尾野康雄委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願ひいたします。

【議 案】

安藤会長

本日の議案は3件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第9号、3条の許可申請について、ご説明します。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

資料としまして、「農地法第3条調査書」という資料も参考にご確認願います。

許可要件としましては、農地法第3条第2項各号に該当しないこととあります。本日配布しました調査書に要件と本案件についての判断内容等をお示ししております。まず一つ目の要件は、取得後すべての農地を利用することです。保有機械、労働力、技術、地域との関係などをみて問題ないと考えます。次の2項第2号と3号は、本件には適用されません。次の4号は農作業を行う必要な日数について従事することです。これも見込まれるため該当しません。次に農業委員会が定める別段の面積である20アール（2反）を超えていることとありますが取得後の経営耕地面積が52.88アールですので問題ありません。最後は、地域の調和に支障があるかとの内容ですが、申請者は、高添地区、松張地区など複数個所で同様の経営を長年行っており、これまで支障等がなかったため、問題ないと考えます。このように全ての要件を満たしているものと考えます。さらに地区担当の坪井邦夫委員が現地を確認し、事務局も申請地を確認しております。当該農地及び周辺農地の利用状況等を確認しましたが、問題はありませんでした。よって、本議案は許可相当であると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

安藤会長

議案第9号 農地法第3条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

現地確認してきました。譲渡人の土地は、畦道からしか入れない土地であります。最近草の管理のみとなっていました。すぐ北側の農地は譲受人の農地であり、譲受人と一緒に耕作していくには非常に良い土地であります。他に買う人もいないと思われるため、良いと思います。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料1 議案第9号の農地法第3条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により許可相当と認めます。

次に議案第10号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第10号について説明します。

【議案第10号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

本日配布しました「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」は、本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、5条の許可申請書に添えて県に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

資料1をご覧ください。申請地の転用の目的は、株式会社津島技建の資材置場整備であります。申請地は、西春日井郡豊山町大字青山字神明10番、11番、12番です。3筆とも地目、登記ともに田であり、転用面積は合計で976㎡です。

場所につきましては、資料1の添付図面をご覧ください。次に、農地区分の説明をします。農地区分判定図と記載のある資料をご覧ください。申請地周辺は市街化調整区域内であり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当します。申請地周辺の状況につきましては、農地区分判定図のとおりです。申請地は矢印で示

した場所となります。排水については、雨水排水のみであり、既設側溝へ排水します。

次に「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」をご覧ください。申請に係る事項につきましては、先程の説明のとおりであるため、省略させていただきます。農地転用に関する許可基準からみた意見について説明いたします。この申請の許可基準に定める農地の区分の該当事項は、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）に該当します。具体的には、先ほどの説明のとおり10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、原則として許可できるものと考えます。

転用地現況は、坪井敏彦委員が確認しており事務局も確認しております。適正に耕作できる状態となっています。

また、木津用水土地改良区に意見書を得ております。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第10号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

今回の申請地の北東側に100㎡に満たない農地が残っているが、こちらの取水、排水はどのように確保するのですか。

C委員

自分の担当の地区であり、現場を確認してきました。取水については、これからも問題はないが、排水については確かにこれから排水先がなくなります。

事務局

その件については事務局も気になっていたため、確認しました。本人さんからの話によると今後は田ではなく畑として利用していくとのことであるため、取水、排水については問題ないとのことでした。

B委員

火災の危険も広がるため、草の管理はしっかりしてもらいたいです。

事務局

了解しました。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

資料2 議案第10号の農地法第5条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により許可相当と認めます。

次に議案第11号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第11号について説明します。

資料3をご覧ください。愛知県農業会議から「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施依頼がありました。内容としましては、去年の10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が大分県別府市と奈良県安堵町で続けて発生しました。このことを踏まえ、去年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議しました。内容につきましては、2枚めくって

いただいた資料となります。

これに伴い、愛知県内の農業委員会においても申し合わせ決議の実施について依頼があったものです。豊山町の内容につきましては、別添「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」をご覧ください。この内容で良いとのことでありましたら、農業委員会印を押したものを議事録に添付しホームページに掲載します。また、今後も毎年度1回以上実施が必要となります。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第11号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

質疑・意見ないようでありましたら決議の案を事務局が朗読します。

事務局

豊山町の決議案を朗読します。

【農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）朗読】

安藤会長

議案の申し合わせ決議について、この内容で議事録に掲載することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

全員賛成により、掲載を認めます。

以上で議案についての説明を終わります。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第3条、4条の届出の受理状況につい

て事務局の説明を求めます。

事務局

はい、3条、4条の届出の受理状況について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料4 農地法第3条届出受理状況朗読】

続いて4条届出です。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料5 農地法第4条届出受理状況朗読】

以上で、3条、4条の届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条、4条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

安藤会長

質問等もありませんので、報告事項の農地法第3条、4条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和2年2月28日（金）午前9：30開始

場所：役場3階 会議室3・4

資料：2月17日頃郵送予定。

(2) 資料6 農業委員候補者の推薦・応募について案内。

(3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時15分終了)

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月28日
豊山町農業委員会



9. 農地転用件数

1 2月農地転用件数				農地転用合計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	3	602.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	535.00	青山		届出	17	19,004.66
		1	704.66	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	123.00	青山		届出	9	4,795.00
		2	2,197.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	2	1,245.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	38	14,483.67
		0	0.00	豊場				

※ 累計については平成31年1月～令和元年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。